おいらせ町自治基本条例の構造図

青森県おいらせ町　H27.1　作成

理念　目標

『町民が幸せに暮らす町』を目指して

「町民の幸せ」のために、もっとも大切な考え方、制度、しくみをまとめた「まちづくりの決まりごと等」

⇩

まちの憲法

【前文】

【第1章　総則】
第1条（条例制定の目的）
第2条（用語の定義）
第3条（条例の位置づけ）

原則

まちづくり（自治）の主役は『町民』

【第6章　まちづくりの基本原則】
第22条（自己決定と連携）
第23条（地域経営の原則）
第24条（知る権利と情報共有）
第25条（個人情報の尊重）
第26条（参加の保障と協働）
第27条（住民投票）

原則を実現する個別条項へ

役割　責任

町民・議会・行政の3者が『協働した』まちづくり

【行政】

【第4章　行政の役割と責任】
第13条（役割と責任）
第14条（行政の執行）
第15条（町民との関係）
第16条（苦情・相談への対応）
第17条（情報公開と説明責任）
第18条（危機管理）

行政情報を知る権利

知る権利の保障
町政への参画の保障

条例・予算など議案の提出

町政を監視・調査
政策提言・立法活動

【町民】

【第2章　町民の権利】
第4条（生活に関する権利）
第5条（子どもの権利）
第6条（個人情報）
第7条（参加に関する権利）

【第3章　町民の役割と責任】
第8条（自立と自律）
第9条（まちづくりへの参加）
第10条（町民、行政及び議会との協働）
第11条（互いの権利を守る責任）
第12条（ふるさとと地球を守る責任）

・情報の共有による
住民の町政への参画
・役割分担と協力の関係

傍聴・請願など

住民の意思を反映

【議会】

【第5章　議会の役割と責任】
第19条（議会の役割と責任）
第20条（議会の運営）
第21条（議員の責任）

町政運営
の共通の
ルール

制度条項

町政運営で守るべきルール

【第7章　まちづくりのしくみ】
第28条（総合計画）
第29条（財政運営）
第30条（行政評価）
第31条（情報公開・情報共有）
第32条（審議会等における委員の公募）
第33条（参加の保障）
第34条（行政監視）
第35条（開かれた議会）
第36条（選挙における情報共有）

【第8章　まちづくり組織】
第37条（まちづくり組織）
第38条（まちづくり組織とおいらせ町）

【第9章　施行後の検証と見直し】
第39条（運用状況の検証）
第40条（条例の見直し）

【第10章　補則】
第41条（委任）

具体制度・手続等

⑦⑨参加する権利
⑥個人情報の保護
㉝住民懇談会
㉝パブリックコメントの実施
㉚行政政策評価
⑱危機管理
㉙財政運営
㉙財政状況の公表
㉘総合計画の進行管理
⑰㉛情報公開・説明責任の原則
㉖㉝参加の機会の確保
⑯意見・要望・苦情等対応
㉚㉞第三者機関設置
㉜委員の公募
㉗住民投票
㊲㊳まちづくり組織の設立及び支援
⑲⑳㉑会期外政治活動
⑲政策提言、立法活動
⑲行政運営の監視
㊵本条例の見直し（５年に１度）
㊴運用状況の検証（毎年）